

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(平成27年函館市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実績判定期間の特例の対象となる特定非営利活動法人)

第2条 条例第2条第4項の規則で定める特定非営利活動法人は、条例第19条第1項第1号のみに該当し、指定の取消しを受けた特定非営利活動法人とする。

(指定の申出)

第3条 条例第3条第1項の申出書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業年度
- (2) 過去の指定および指定の取消しの有無
- (3) その申出において適用する公益性要件(条例第4条第1項第2号に規定する市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。)
- (4) 主たる事務所以外の事務所の責任者の氏名および役職名

3 条例第3条第2項第3号の書類は、別記第2号様式の寄附金充当予定事業一覧によらなければならない。

(寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件)

第4条 条例第4条第1項第2号アの規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (2) 社員(役員、役員配偶者および3親等以内の親族ならびに役員と特殊の関係(第17条に規定する関係をいう。第8条および第32条第1項第4号において同じ。))の数を除く。)の数が20人以上であること。

(総収入金額から控除されるもの)

第5条 条例第4条第1項第2号ア(ア)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国の補助金等(条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する国の補助金等をいう。第26条において同じ。)
- (2) 委託の対価としての収入で国等(条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する国等をいう。)から支払われるもの
- (3) 法律または政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部または一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国または地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- (4) 資産の売却による収入で臨時的なもの
- (5) 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金

または贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部もしくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、1者当たり基準限度超過額（条例第4条第1項第2号ア(イ)に規定する1者当たり基準限度超過額をいう。第7条第1号において同じ。）に相当する部分

- (6) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- (7) 寄附者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金
- (8) 休眠預金等交付金関係助成金（条例第4条第1項第2号イに規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。次条および第7条第4号において同じ。）

（同一の者からの寄附金の額のうち1者当たり基準限度となる金額）

第6条 条例第4条第1項第2号ア(イ)の規則で定める金額は、同号ア(イ)に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の100分の10（寄附者が法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第77条各号に掲げる法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人または控除対象特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の100分の50）に相当する金額とする。

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

第7条 条例第4条第1項第2号ア(イ)の規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 受け入れた寄附金の額のうち1者当たり基準限度超過額
- (2) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たない場合の当該合計額
- (3) 寄附者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）が明らかな寄附金以外の寄附金の額
- (4) 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第8条 条例第4条第1項第2号ア(ア)および(イ)に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）

第9条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める事項は、寄附者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第10条 条例第4条第1項第2号イの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(事業活動に関する情報提供の手段)

第11条 条例第4条第1項第3号ア(ア)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙
- (2) 市が発行する広報誌
- (3) 放送法(昭和25年法律第132号)に基づくテレビジョン放送またはラジオ放送
- (4) 定期的に発行される雑誌
- (5) その他市長が別に定めるもの

(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)

第12条 条例第4条第1項第4号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(会員に類するもの)

第13条 条例第4条第1項第4号アの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等(条例第4条第1項第4号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿または書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者
- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員

(特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者)

第14条 条例第4条第1項第4号アの当該申出に係る特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第15条 条例第4条第1項第4号アに規定する規則で定める活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね100分の10程度に相当する額以下のもの

のおよび交通費，消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（条例第4条第1項第4号アに規定する会員等をいう。以下この条において同じ。）から得て行うもの

- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で，最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして，これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のものおよび付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- (3) 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人もしくは公益財団法人である会員等または同法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人もしくは控除対象特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第16条 条例第4条第1項第4号イに規定する規則で定める活動は，前条第3号に掲げる活動とする。

（特殊の関係）

第17条 条例第4条第1項第5号ア（ア）の規則で定める特殊の関係は，次に掲げる関係とする。

- (1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- (2) 使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- (3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第18条 条例第4条第1項第5号ア（イ）の規則で定める関係は，一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式または出資（その有する自己の株式または出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において，当該一の者およびこれとの間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人または当該一の者との間に直接支配関係がある1もしくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するときは，当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するものとみなす。

(役員または使用人である者との特殊の関係)

第19条 条例第4条第1項第5号ア(イ)の規則で定める特殊の関係は、第17条第2号中「役員」とあるのを「役員または使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の数に占める割合の基準の適合に関する判定)

第20条 条例第4条第1項第5号アに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

(取引の記録ならびに帳簿および書類の保存)

第21条 条例第4条第1項第5号ウの規定による取引の記録ならびに帳簿および書類の保存は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第22条 条例第4条第1項第5号エの規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員もしくは寄附者等との特殊の関係)

第23条 条例第4条第1項第6号イの規則で定める特殊の関係は、第17条第2号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第24条 条例第4条第1項第6号イの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条ならびに第32条第1項第3号イおよび第5号において同じ。）に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

ないこと。

- (3) 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第1項第6号ア(ア)から(ウ)までに掲げる活動を行う者または同号ア(ウ)の特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第25条 条例第4条第1項第6号ウの規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等)

第26条 条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における条例第4条第1項第2号アに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号ア(イ)に掲げる金額に達するまでの金額は、同号アに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号アに規定する経常収入金額に含めるものとする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条および第4条の規定の適用)

第27条 指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条および条例第4条の規定の適用については、条例第2条第4項中「の末日」とあるのは「の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人または合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第1項第10号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人または合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第2号から第4号まで、第6号ウおよびエならびに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第4条第1項第2号から第4号までならびに第6号ウおよびエに掲げる基準 当該特定非営利活動法人および合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第4条第1項第11号(同項第7号イに係る部分を除く。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人および合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(3) 条例第4条第1項第11号(同項第7号イに係る部分に限る。)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人および合併によって消滅した各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

- 3 前2項の規定は、指定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で条例第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条および条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「次条第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人または合併」および「当該申出に係る特定非営利活動法人または合併」とあり、ならびに前項各号中「当該特定非営利活動法人および合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

(指定があったときに公表すべき事項)

第28条 条例第7条第2項第7号の規則で定める事項は、当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる期間とする。

(指定の有効期間の更新の申出)

第29条 条例第9条第2項の規則で定める期間は、指定の有効期間(指定の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間)の満了の日の9月前から5月前までの間で市長が別に定める期間とする。

- 2 条例第9条第3項において準用する条例第3条第1項の申出書は、別記第3号様式によらなければならない。
- 3 第3条(第1項および第2項第2号を除く。)から前条まで(第27条第2項(第2号および第3号に係る部分に限る。))を除く。)の規定は、指定の有効期間の更新の申出について準用する。

(変更の届出)

第30条 条例第10条第1項の規定による条例第3条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項の変更の届出は、別記第4号様式の届出書に当該変更事項の内容を説明する書類を添えて行わなければならない。

- 2 条例第10条第2項の規定による役員の名または住所もしくは居所の変更の届出は、別記第4号様式の届出書に変更後の役員名簿および条例第6条第1号に該当しない旨を説明する書類を添えて行わなければならない。
- 3 条例第10条第3項の規定による定款の変更の届出は、別記第4号様式の届出書に変更後の定款および次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の登記事項に係る変更の場合 登記事項証明書

(2) 前号に規定する場合以外の場合 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

（申出書の添付書類および役員報酬規程等の備置きおよび作成）

第31条 条例第12条第1項の規定による条例第3条第2項第2号および第3号に掲げる書類の備置きは、条例第12条第4項の規定による当該書類の閲覧を支障なく行わせることができる状態で行うものとする。同条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の備置きおよび同条第3項の規定による同項に規定する書類の備置きについても、同様とする。

2 条例第12条第2項の規定による同項各号に掲げる書類の作成は、当該書類が同条第4項または条例第14条第1項の規定により閲覧に供されることおよび条例第12条第5項の規定により公表されることにも配慮し、当該控除対象特定非営利活動法人の事業および運営の状況を容易に理解することができるような表記により行うものとする。同条第3項の規定による同項に規定する書類の作成についても、同様とする。

（控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第32条 条例第12条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細，借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金，条件その他その内容に関する事項
 - (3) 次に掲げる取引に係る取引先，取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて，取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
 - (4) 寄附者（当該控除対象特定非営利活動法人の役員，役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で，前事業年度における当該控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日
 - (5) 次に掲げる役員等に対する報酬または給与に関する事項
 - ア 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（イに係る部分を除く。）
 - イ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額
 - (6) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日
 - (7) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日
- 2 条例第12条第2項第4号の規則で定める書類は，条例第4条第1項第5号（イに係る部分を除く。），第6号アおよびイ，第7号ならびに第9号に掲げる基準に適合している旨ならびに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

（控除対象特定非営利活動法人がインターネットの利用により公表する書類）

第33条 条例第12条第5項の規則で定めるものは，同条第2項第2号に掲げる書類ならび

に同項第3号に掲げる書類のうち前条第1項第2号および第5号に掲げる事項を記載したものとす。

(役員報酬規程等の提出)

第34条 条例第13条第1項本文の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、別記第5号様式の提出書により行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、別記第6号様式の提出書により行わなければならない。

3 条例第13条第3項の規定による条例第12条第3項に規定する書類の提出は、助成金の支給後、遅滞なく、別記第7号様式の提出書により行わなければならない。

(解散の届出)

第35条 条例第15条の規定による解散の届出は、別記第8号様式の届出書により行わなければならない。

(合併届出書)

第36条 条例第16条第1項の規定による合併の届出は、別記第9号様式の届出書により行わなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人の合併についての届出および確認に関する技術的読替え等)

第37条 条例第16条第4項の規定により条例第2条第4項、第3条第2項(第4号から第6号までに係る部分を除く。)、第4条(第1項第10号に係る部分を除く。)、第6条、第7条および第12条第1項の規定を準用する場合には、条例第2条第4項中「指定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)の各事業年度のうち」と、「5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)」とあるのは「2年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第3条第2項中「前項の申出書」とあるのは「第16条第1項の規定による届出」と、条例第4条第1項中「前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人」とあるのは「第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人」と、「指定のために必要な手続を行う」とあるのは「同条第2項の規定による確認をする」と、同項第2号イおよび第4号ア中「当該申出に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する」と、同条第2項中「地方税法第314条の7第12項の申出をした」とあるのは「第16条第1項の規定による届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する」と、条例第6条中「該当する特定非営利活動法人」とあるのは「該当する

合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人」と、「指定のために必要な手続を行わない」とあるのは「第16条第2項の規定による第4条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる基準に適合する旨の確認（次条および第12条第1項において「確認」という。）をしない」と、条例第7条第1項中「指定があったときは」とあるのは「確認をしたときは」と、「指定のために必要な手続を行わないことを決定したときまたは指定がなかったときは」とあるのは「確認をしなかったときは」と、「当該申出をした特定非営利活動法人」とあるのは「当該届出をした控除対象特定非営利活動法人（合併後にあつては、合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人）」と、同条第2項中「指定があったときは」とあるのは「確認をしたときは」と、「控除対象特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人」と、条例第12条第1項中「控除対象特定非営利活動法人は、指定を受けた」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立した特定非営利活動法人は、確認を受けた」と、「指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（指定の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日）」とあるのは「合併の効力を生じた日の属する月の翌月の初日」と、「当該控除対象特定非営利活動法人」とあるのは「当該合併後存続する特定非営利活動法人または当該合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 条例第16条第4項の規定により条例第2条第4項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第2号から第4号まで、第6号ウおよびエならびに第11号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第2号から第4号までならびに第6号ウおよびエに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。
- (3) 条例第16条第4項において準用する条例第4条第1項第11号（同項第7号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人および合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

（合併の届出等への準用）

第38条 第3条第3項の規定は条例第16条第1項の規定による届出について、第4条から第26条まで、第28条および第31条の規定は条例第16条第2項の規定による確認について準用する。

(身分証明書)

第39条 条例第17条第6項の証明書は、別記第10号様式によるものとする。

(補則)

第40条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月21日規則第4号）

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和2年9月11日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月8日規則第46号）

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項および別記第5号様式の規定は、控除対象特定非営利活動法人（函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成27年函館市条例第10号）第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。